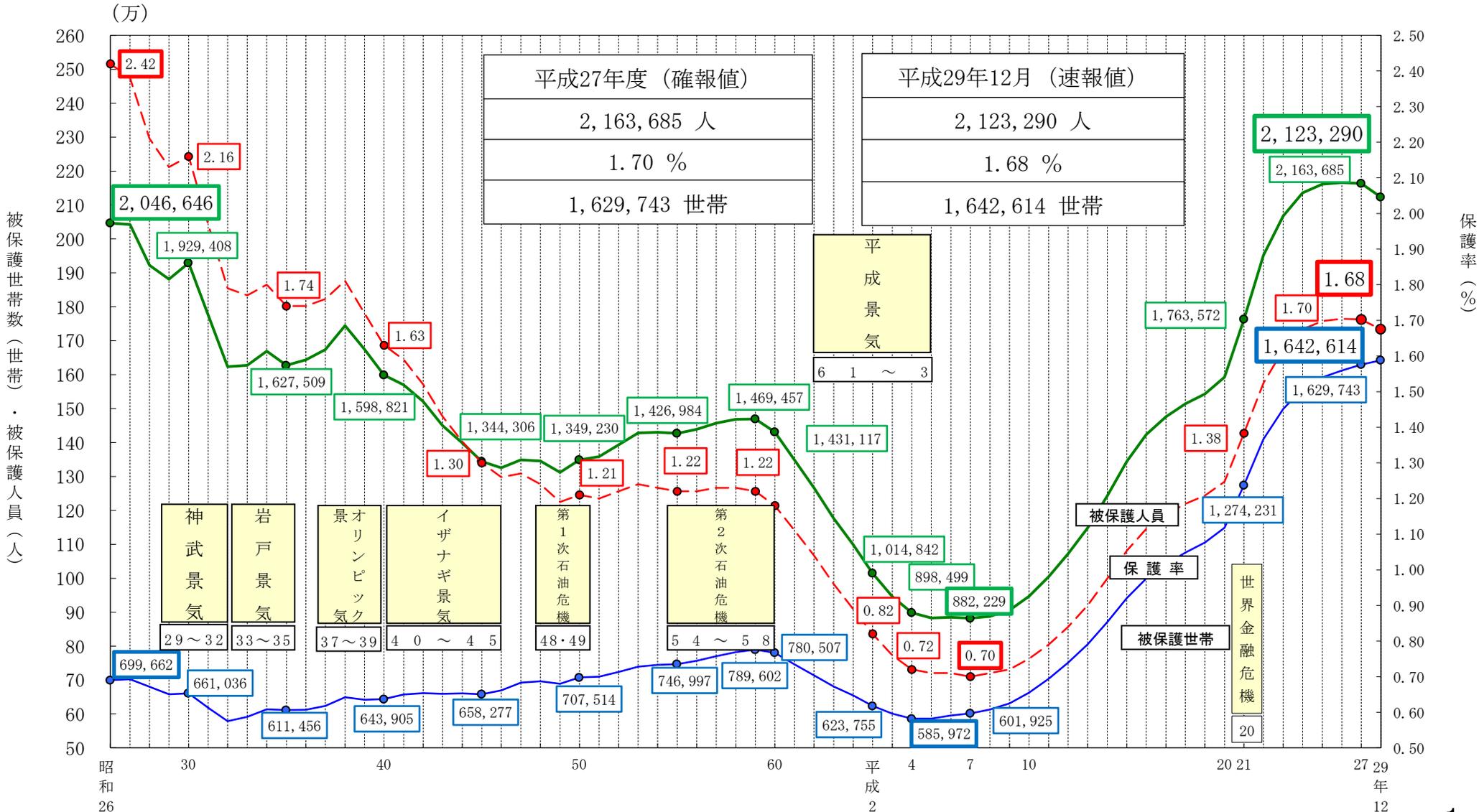


# 生活保護受給者に対する就労支援の状況について

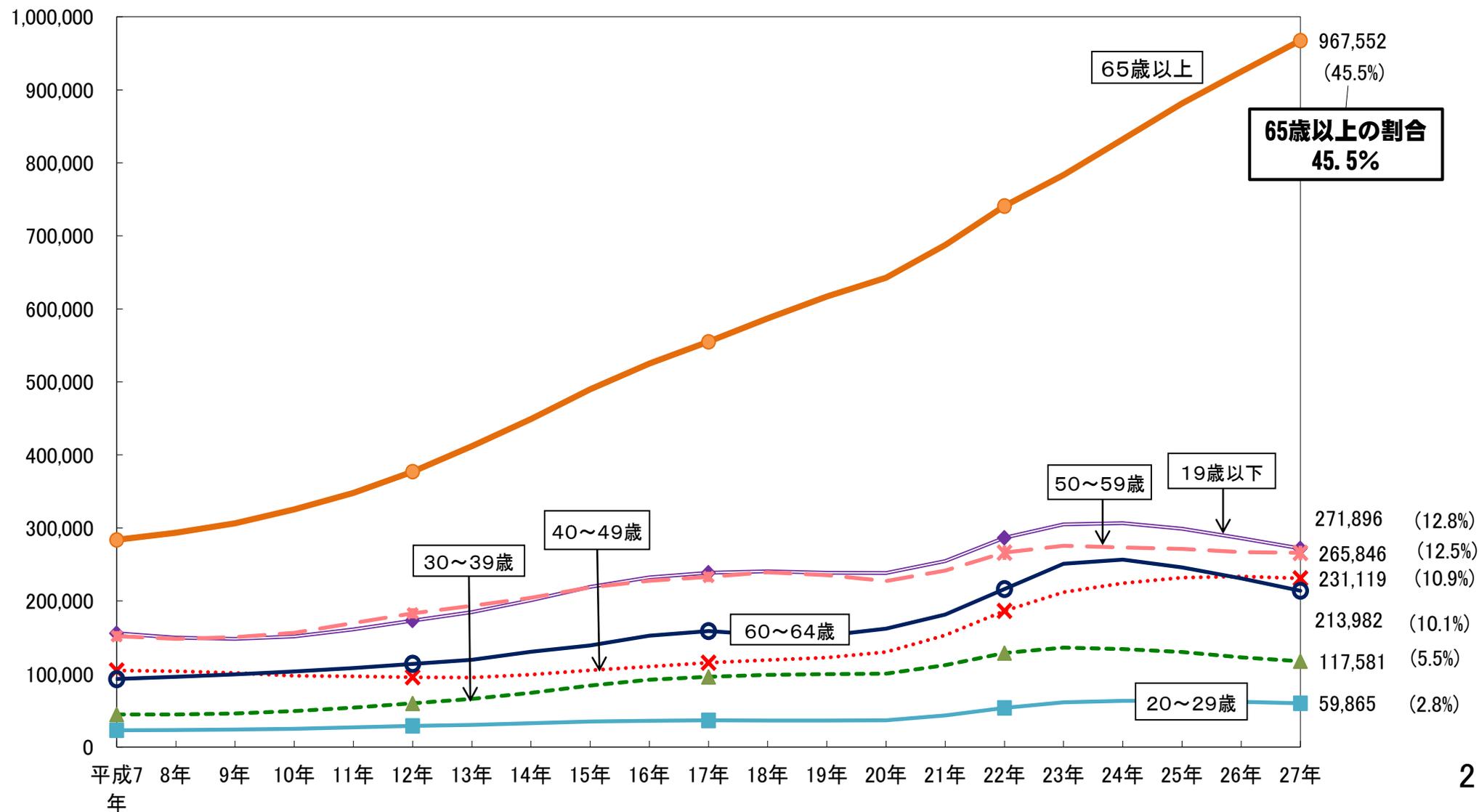
# 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

- 生活保護受給者数は約212万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。
- 生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯の増加により、世帯全体は増加しているが、高齢者世帯以外の世帯については減少傾向が続いている。

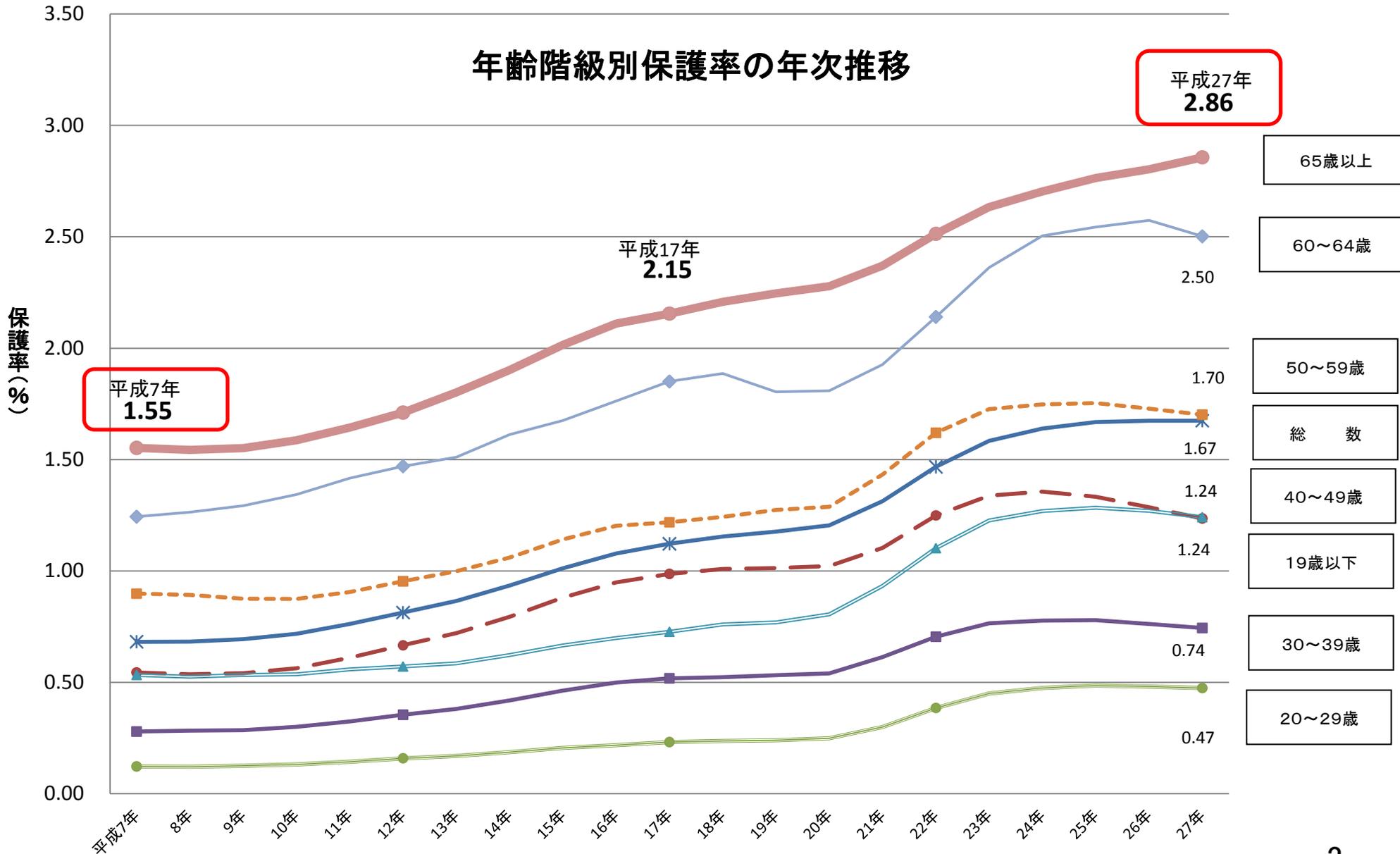


# 年齢階層別被保護人員の年次推移

- 年齢別の被保護人員としては、65歳以上の高齢者の伸びが大きい。
- 被保護人員のうち、**全体の45.5%は65歳以上の者**。



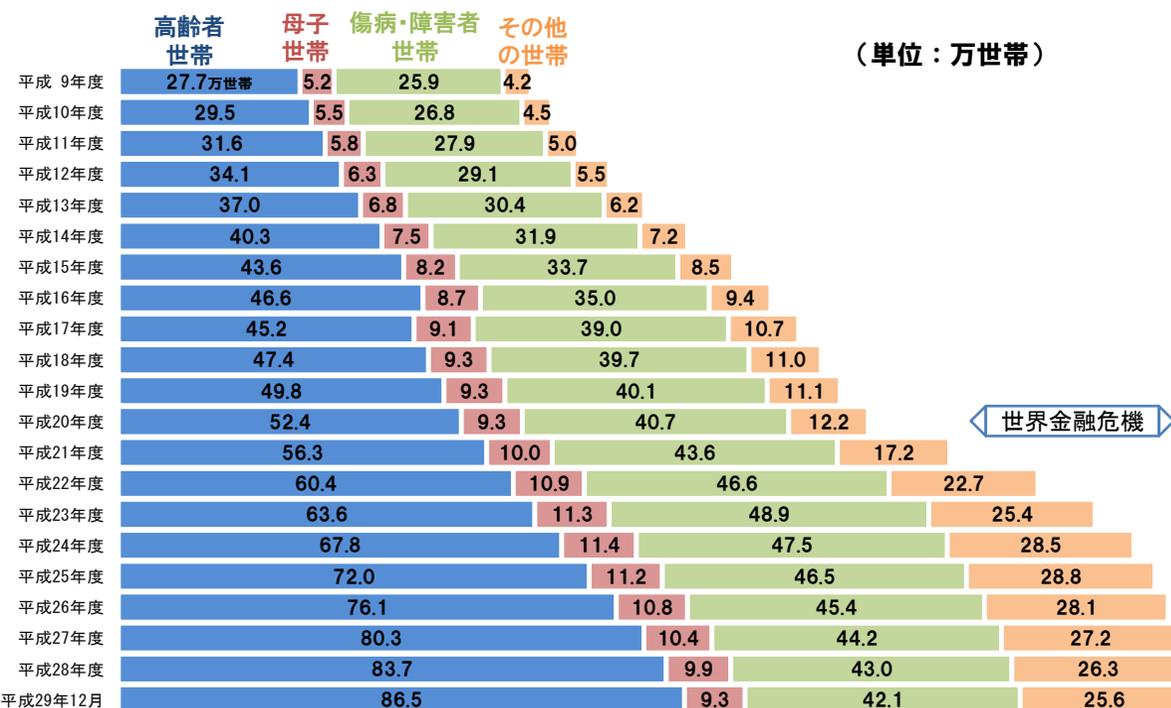
# 年齢階級別保護率の年次推移



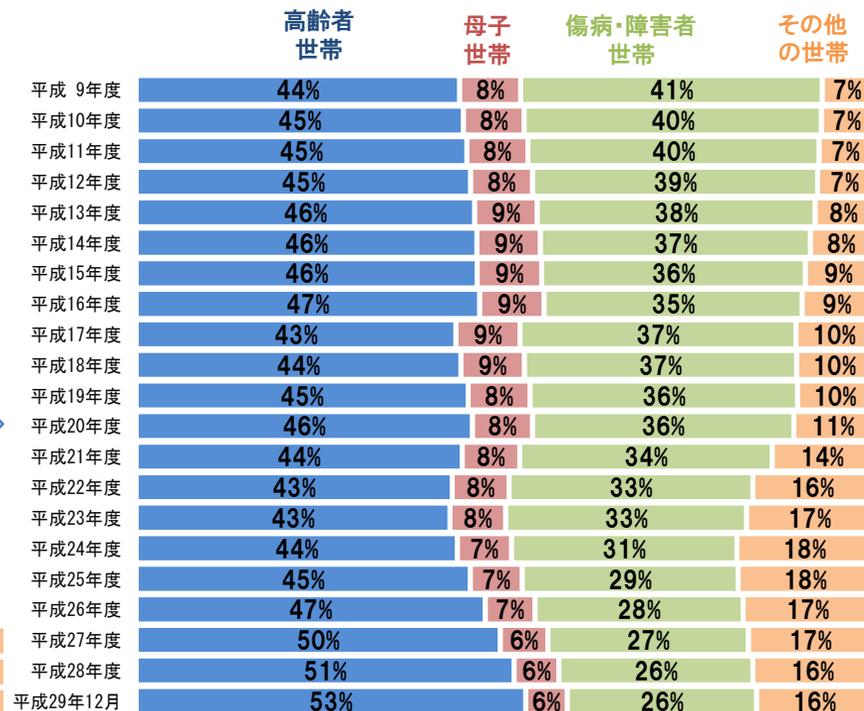
# 世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。近年、景気回復等の影響により「高齢者世帯」以外の世帯は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

## ■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



## ■ 世帯類型別の構成割合の推移



【資料】平成23年度以前は福祉行政報告例、平成24年度以降は被保護者調査(平成28年度以降は速報値) ※高齢者世帯の90.7%が単身世帯(平成28年度(概数))。

注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

### 世帯類型の定義

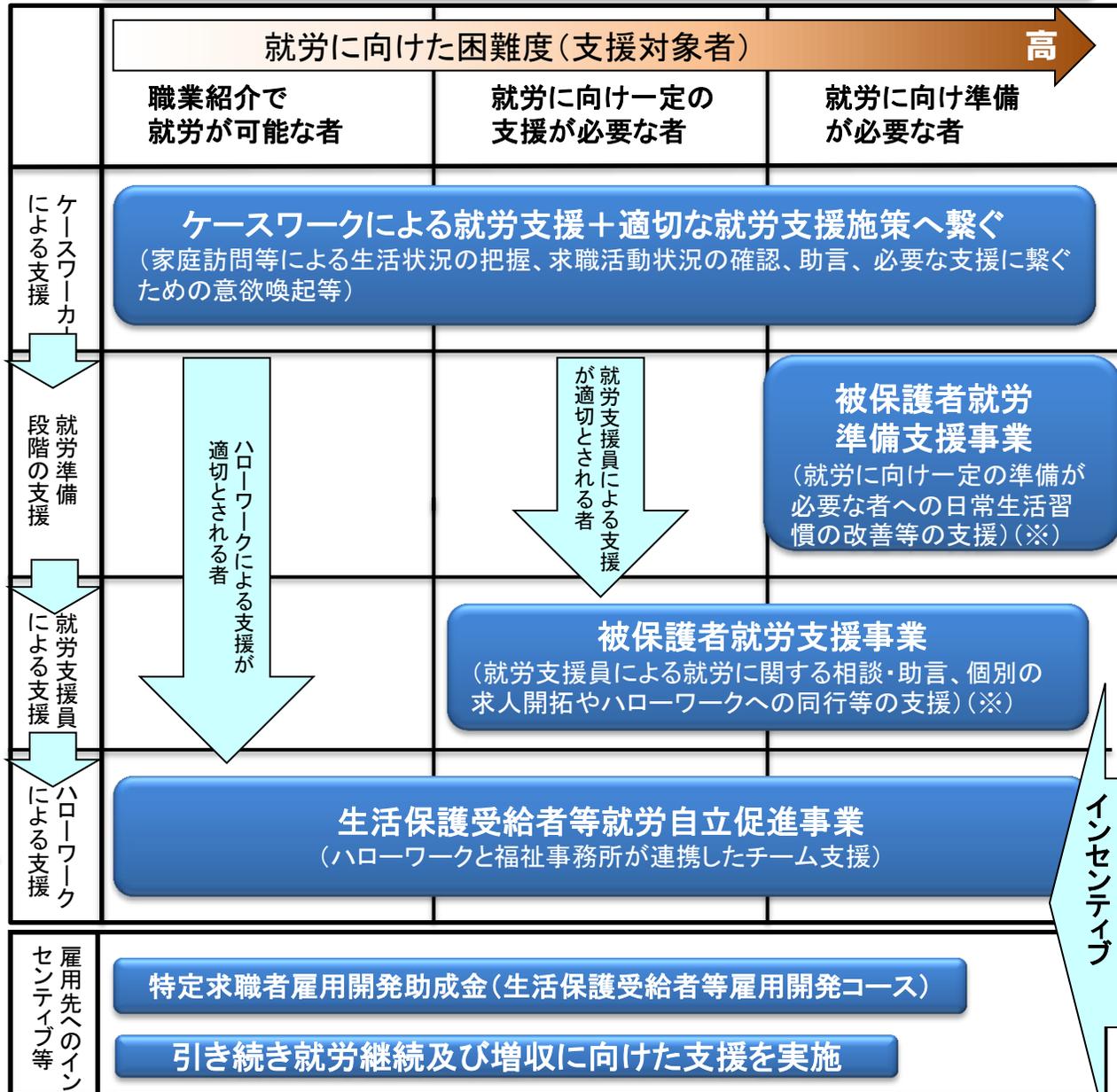
- 高齢者世帯：男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
<p>《厚生労働省》</p> <p>＜④⑩就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む＞                      ＜④⑪生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化＞                      ＜④⑫平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し＞</p>	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>						<p>就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】</p> <p>「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2018年度までに45%】</p> <p>就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】</p>
<p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするとともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する</p>	<p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2018年度までに80%とし、後発医薬品の使用の原則化などに向けた所要の措置を講じる</p>					<p>就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】</p>	
<p>頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進</p>	<p>頻回受診等に係る適正受診指導を徹底するとともに、頻回受診者に対する窓口負担について、頻回受診対策に向けた更なる取組の必要性、最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策のあり方について検討する</p>					<p>医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】</p>	<p>就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】</p> <p>「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】</p>
<p>生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討</p>	<p>生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等に向けた必要な措置を講ずる</p>					<p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%、2018年度までに80%】</p>	<p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%、2018年度までに80%】</p>
<p>生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進</p>						<p>頻回受診対策を実施する自治体【100%】</p>	<p>頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2018年度において55.2% (2014年度比2割以上の改善)】</p>
	<p>級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う</p>						<p>生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】</p> <p>後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】</p>
<p>2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討</p>	<p>関係審議会等における検討の結果に基づいて2018年通常国会へ法案提出する</p>						

生活保護等

# 生活保護受給者に対する就労支援施策について

## 生活保護受給者に対する就労支援の実施



### 【参考】就労支援事業の参加状況(H28年度)

事業対象者	参加者	参加率
337,762人	122,823人	36.4%
	就労増収者	就労増収率
	52,111人	42.4%

- 改革工程表KPI(達成時期:2018年度まで)  
事業参加率 60%  
事業参加者のうち就労増収者の占める割合 50%

### 【内訳】

- 生活保護受給者等就労自立促進事業  
(参加者) 66,177人  
(就労増収者) 42,822人(64.7%)
- 被保護者就労支援事業  
(参加者) 79,625人  
(就労増収者) 30,994人(38.9%)
- 被保護者就労準備支援事業  
(参加者) 7,624人  
(就労増収者) 1,727人(22.7%)
- その他自治体の独自事業  
(参加者) 6,585人  
(就労増収者) 2,661人(40.4%)

※ 同一人が複数の事業に参加した場合、重複して計上

### 就労・自立インセンティブの強化

#### 就労自立給付金

【保護受給中の就労収入のうち一定額を仮想的に積み立て、保護廃止時に支給するもの】  
(上限 単身世帯10万円 多人数世帯 15万円)

#### 勤労控除

【就労収入から一定額を控除し、収入の一部を手元に残す制度】  
(最低控除額 15,000円)

#### 就労活動促進費

【積極的に就労活動に取り組んでいる者に就労活動に必要な経費の一部を支給するもの】  
(月5,000円 原則6ヶ月以内)

就労・自立に向けたインセンティブ

※就労体験等の場として認定就労訓練事業も利用可能

# 生活保護法の一部を改正する法律について（平成25年法律第104号）

必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講ずる。

## 主な改正内容

### 1. 就労による自立の促進

- 就労の支援に関する被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を法定化。（※1）
- 安定した職業に就くことにより保護からの脱却を促すための給付金を創設する。

### 2. 不正・不適正受給対策の強化等

- 福祉事務所の調査権限を拡大する（就労活動等に関する事項を調査可能とするとともに、官公署の回答義務を創設する。）。
- 罰則の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乗せをする。
- 不正受給に係る返還金について、本人の事前申出を前提に保護費と調整する。
- 福祉事務所が必要と認めた場合には、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることとする。

### 3. 医療扶助の適正化

- 指定医療機関制度について、指定（取消）に係る要件を明確化するとともに、指定の更新制を導入する。
- 医師が後発医薬品の使用を認めている場合には、受給者に対し後発医薬品の使用を促すこととする。（※2）
- 国（地方厚生局）による医療機関への直接の指導を可能とする。

### 4. 健康・生活面等に着眼した支援

- 受給者それぞれの状況に応じた自立に向けての基礎となる、自ら、健康の保持及び増進に努め、また、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の責務として位置づける。（※2）

## 施行期日

平成26年7月1日（一部平成26年1月1日（※2）、平成27年4月1日（※1））

※第185回国会で可決・成立。平成25年12月13日公布。

# 被保護者就労支援事業について(改正生活保護法)

## 概要

- 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労支援に関する問題について、福祉事務所に配置された就労支援員が被保護者の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う。法第55条の6に基づく必須事業。(平成27年4月施行)
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人、NPO等に委託可)
- 負担割合は、国3/4 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/4 平成29年度予算額：64.1億円
- 就労支援員の配置状況：2,045名(平成29年12月現在)(配置目安はその他世帯120世帯に対して1名)
- 直営実施：84.9% 委託実施：10.6% 直営+委託4.5%

## 事業内容

### <就労支援>

- 相談、助言  
被保護者の就労に関する相談・助言
- 求職活動への支援  
履歴書の書き方、面接の受け方等についての助言
- 求職活動への同行  
ハローワーク等での求職活動、企業面接などに同行
- 連絡調整  
ハローワーク等の関係機関との必要な連絡・調整
- 個別求人開拓  
本人希望等を踏まえた個別の求人開拓
- 定着支援  
就労後のフォローアップの実施

### <就労支援連携体制の構築>

○被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や個別求人開拓等を円滑に実施できるように、関係機関が参画する就労支援の連携体制を構築

(求人開拓等)

地域の情報(福祉ニーズ、地域課題等)の集約、新たな就労(個々の状況に応じた就労、中間的就労、就労体験、居場所)の場の発掘を実施

(連携機関)

福祉事務所・相談支援事業所(就労支援員)、ハローワーク、社会福祉法人、農業団体、商工会議所等

個々の状況に応じた支援

就労

中間就労

就労体験

### <稼働能力判定会議等の開催>

- 稼働能力や適性職種等の検討にあたり、専門的知識のある者で構成する会議等を開催

第五十五条の六 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業(以下「被保護者就労支援事業」という。)を実施するものとする。

## 事業の流れ(イメージ)

アセスメント

個別シートの作成・見直し

自立阻害要因の把握

対象者の選定

支援方針の決定

説明と同意

具体的支援

支援状況の確認

支援終了

# 被保護者就労準備支援事業について

## 概要

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施する。（平成27年4月9日社援保発0409第1号「被保護者就労準備支援事業（一般事業）の実施について」に基づく任意事業）
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人、NPO等に委託可）
- 負担割合は、国2/3 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/3 平成29年度予算額：28.8億円
- 実施自治体数：256自治体（平成29年度実績）

## 事業内容

### <一般事業>

一般就労に向けた準備段階の支援として、以下の（１）～（３）の支援を計画的かつ一貫して実施する。

#### （１）日常生活自立に関する支援

適切な生活習慣の形成を促すため、規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取などに関する助言・指導・適切な身だしなみに関する助言、指導等を実施。

#### （２）社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事務所での職場見学、ボランティア活動等を実施。

#### （３）就労自立に関する支援

就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を実施。

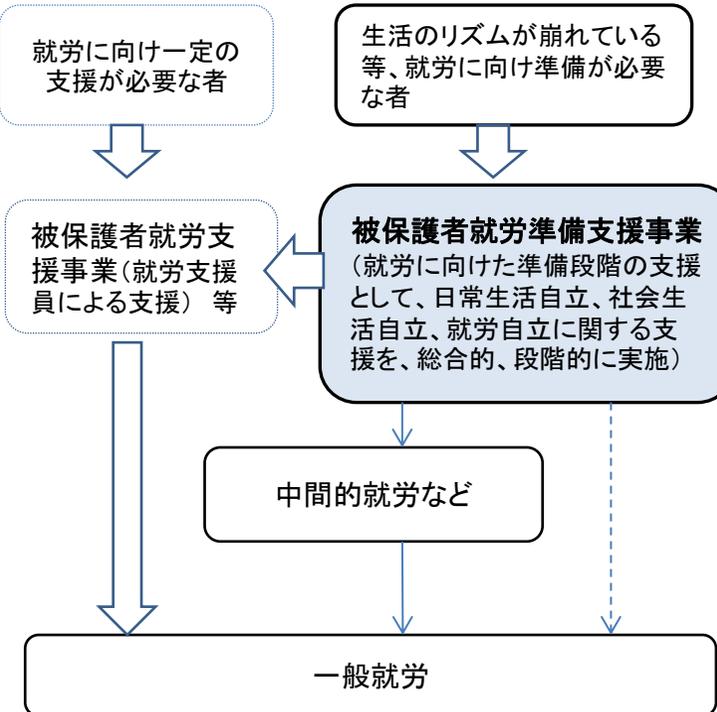
### <就農訓練事業>（平成28年4月より開始）

- 農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて就労を支援する。

### <福祉専門職との連携支援事業>（平成29年4月より開始）

- 障害者等への就労支援により培ったアセスメント技術などのノウハウを持った福祉専門職の知識や技術を生活困窮者等への就労準備支援に活用する。

## 支援の流れ（イメージ）



## 状態像に合わせた支援メニューの例

- ・ワークショップ・セミナー・グループワーク・職場見学・就労体験・模擬面接・ボランティア活動への参加等

（生活・健康講座）



（農作業体験）



（封入作業）



（PC講座）



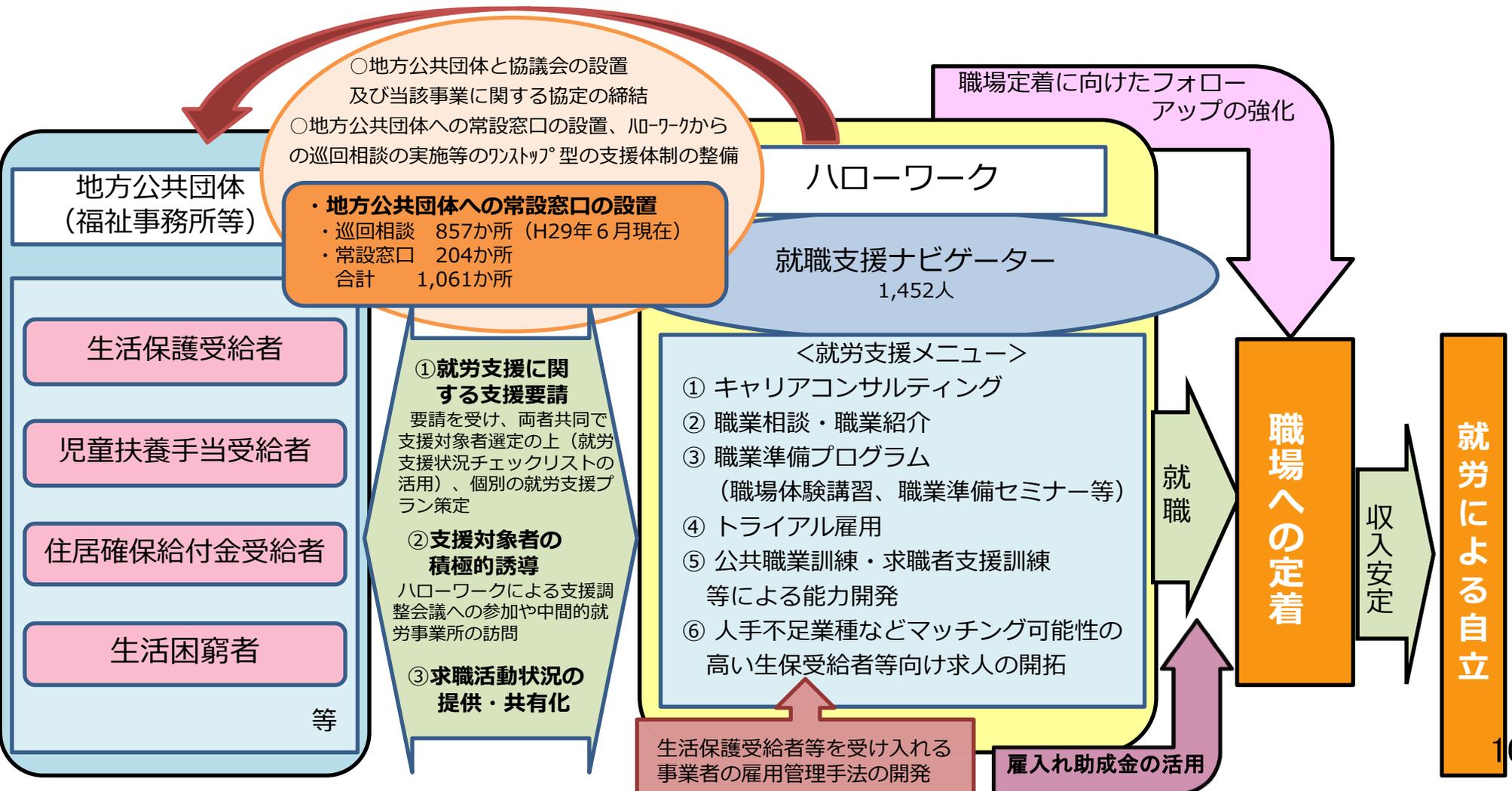
（就職面接等の講座）



# 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、地方公共団体におけるワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備し、生活保護受給者等の就労による自立促進を図る生活保護受給者等就労自立促進事業を実施してきたところ。

生活保護受給世帯数の高止まり、平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴う支援対象者の増等にも対応するため、地方公共団体にハローワークの常設窓口を増設する等、両機関が一体となった就労支援を更に推進することにより、支援対象者の就労による自立を促進する。  
平成29年度予算額：70.8億円



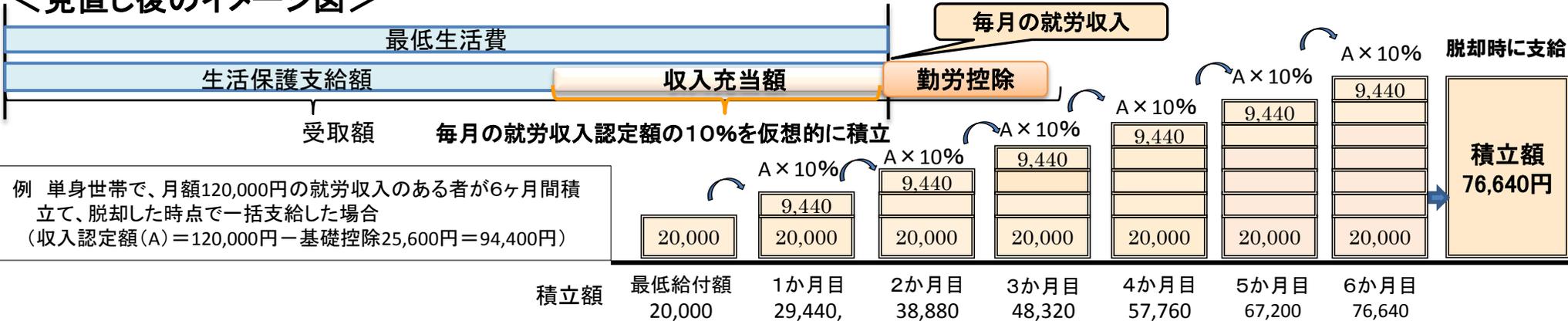
# 就労自立給付金の見直しについて

- ◎ 就職後すぐに保護廃止となったため仮想的積立期間がなかったことなどの理由により、給付金の支給を受けなかった世帯が、就労自立による保護廃止世帯のうち約6割に上るほか、仕組みが複雑であることから、生活保護受給者に対する制度の周知が不十分であるなどの指摘がある。
- ◎ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会の報告書では「就労自立給付金について、より効果的・効率的なインセンティブを發揮できるような内容に見直すべきである。」とされていることから、就職後すぐに保護脱却となり就労収入の仮想的積立期間がない者も新たに給付対象にした上で、説明や支給額の予見を容易に行えるようにするため仮想積立率を一律(10%)とする。

## 見直し案

- 積立額の有無によらず、最低給付額を設定(単身世帯:2万円、複数世帯:3万円)
  - 積立率を一律10%に統一
- ※支給要件、支給時期、支給上限額等は変更なし。

### <見直し後のイメージ図>



施行時期:生活保護基準の改正と同時期(平成30年10月)を予定。

# 生活保護受給者に対する就労支援の状況(平成28年度実績)

○生活保護受給者に対しては、就労能力や就労意欲に応じて就労支援を実施しており、就労・増収に一定数つながる等の成果が見られる。

	事業概要	支援者数	就労・増収者数(割合)	保護費削減額 (事業費ベース)
①生活保護受給者等就労自立促進事業 ※ 【事業費実績：約61億円】 ※事業の対象は、生活保護受給者の他、児童扶養手当受給者、生活困窮者等を含む。この事業による就職者のうち、生活保護受給者の占める割合は約54%	福祉事務所とハローワーク等の間で協定を締結し、就職支援ナビゲーターによる支援を中心に各種就労支援を実施する。	66,177人	42,822人(64.7%)	約125.6億円  ※保護費削減効果は継続的であることから、満年度ベースではこの額を上回ると見込まれる。
②被保護者就労支援事業 【事業費実績：約60億円】	福祉事務所に配置された就労支援員が、ハローワークへの同行訪問、履歴書の書き方指導などによる就労支援を実施する。	79,625人	30,994人(38.9%)	
③被保護者就労準備支援事業 【事業費実績：約18億円】	一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施する。	7,624人	1,727人(22.7%)	
④その他①～③以外で就労に関する取組を行っているもの	上記の他、各自治体独自の就労支援を行う。	6,585人	2,661人(40.4%)	
合 計		160,011人	78,204人	-
【参考】実数(平成28年度就労支援促進計画実績評価全国合計値)		対象者数 122,823人	就労・増収者数 52,111人 (42.4%)  (うち廃止者数) 9,319人 (7.6%)	-

※1 ①の「対象者数」、「就労・増収者数」は職業安定局調べ。②③④は社会・援護局調べ。

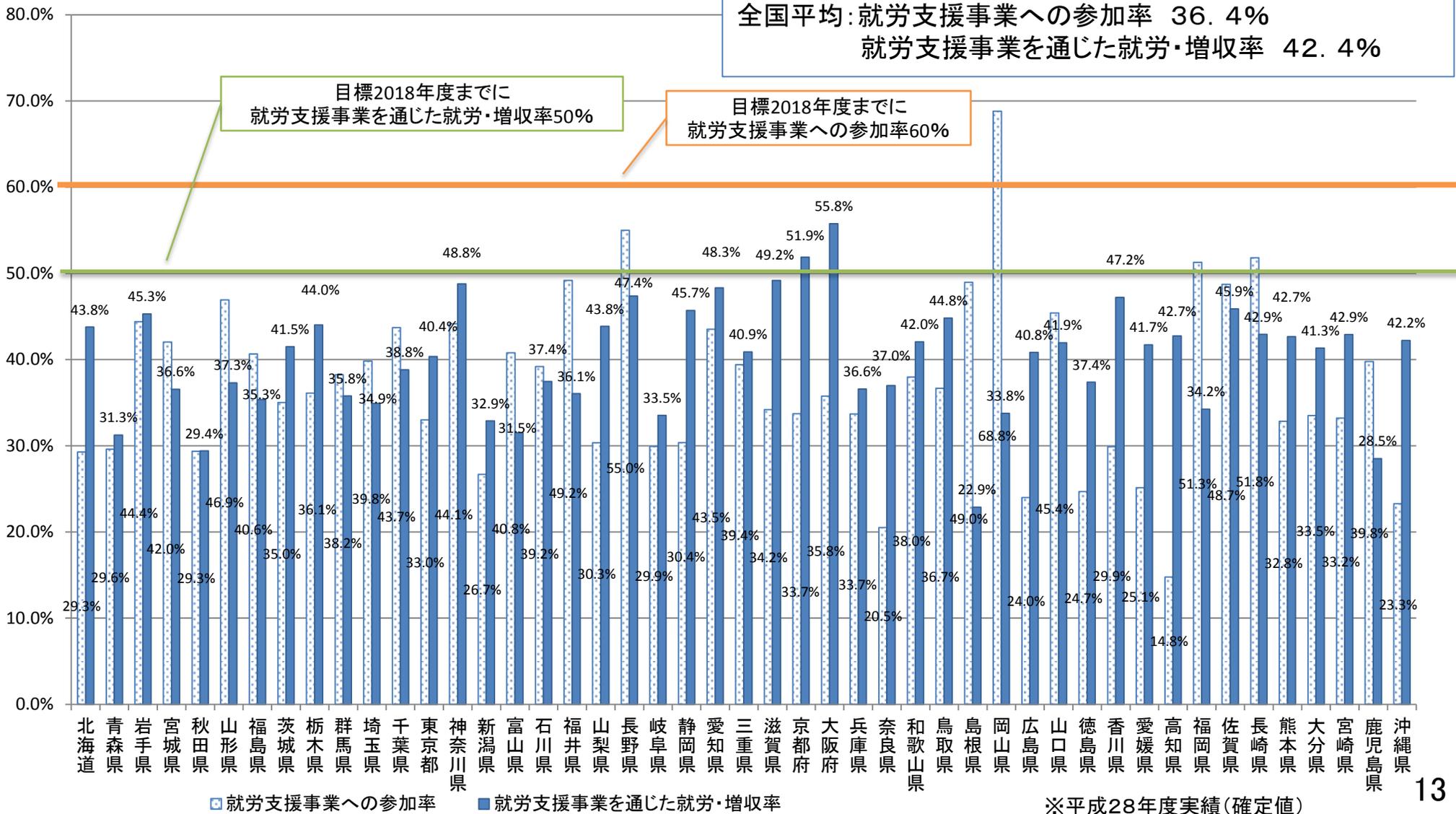
※2 合計は、①②③④の合計であるが重複して支援を受けている者がいる。

※3 廃止者数は、就労・増収者数の内数。

※4 保護費削減額は、就労支援事業参加者が保護廃止や増収に至った場合に、当該年度において支給される予定であった保護費から、保護廃止や増収によって減額された保護費の年間総額を合算したものの。

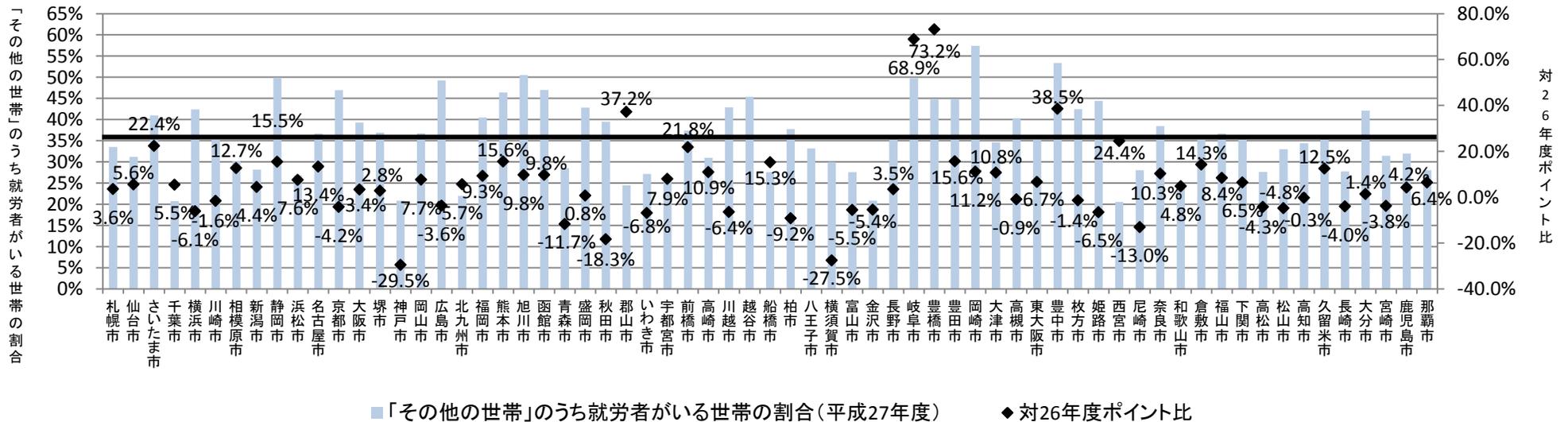
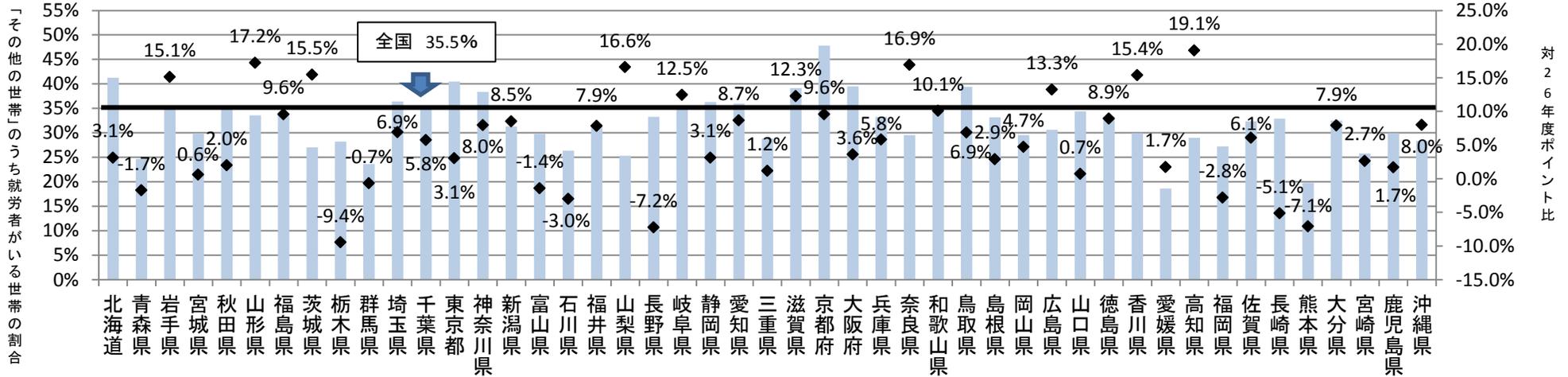
# 就労支援事業の実施状況の地域差

- 就労支援事業への参加率を都道府県別にみると、最も高い県と低い県との間には、約50%の差がある。
- 就労支援事業を通じた就労・増収率を都道府県別に見ると、最も高い県と低い県との間には、約30%の差がある。



# 「その他の世帯」のうち、就労者がいる世帯の割合及び対26年度比(平成27年度実績)

- 平成27年度における「その他の世帯」のうち就労者のいる世帯の割合は35.5%(全国値)。
- 「その他の世帯」のうち就労者のいる世帯の割合が平成26年度と比べて増加した自治体は、約7割。



出典 平成26・27年度被保護者調査

※都道府県数値は政令指定都市・中核市を除く。越谷市及び八王子市は平成27年度から中核市移行のため、対26年度比率はなし。

事業対象者及び参加者

○就労支援事業対象者(保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者の数)約33.8万人のうち、事業への参加者(生活保護受給者等就労自立促進事業、被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業等の参加者)は約12.2万人(36.4%)。

	①事業対象者(※)	②事業参加者	③事業に参加していない者(①-②)	④事業参加率(②/①)
H27実績	339,377人	121,380人	217,997人	35.8%
H28実績	<b>337,762人</b>	<b>122,823人</b>	<b>214,939人</b>	<b>36.4%</b>

※事業対象者:保護の実施機関が就労可能とする被保護者(高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難と保護の実施機関が判断する者以外の被保護者をいう。なお、現に就労している被保護者も含む)の数

事業に参加していない者の状況

- 事業に参加していない者のうち、就労中は52.7%(うち十分に稼働能力を活用中の者が77.3%)
- CWによる支援または自身で求職活動中は23.3%
- 「稼働能力喪失」は、保護の実施機関により平成28年度当初は就労可能と判断されたが、年度内に傷病等により稼働能力を喪失した者。「その他」の理由は、「介護」、「育児」、「就労意欲が極端に低い」など。

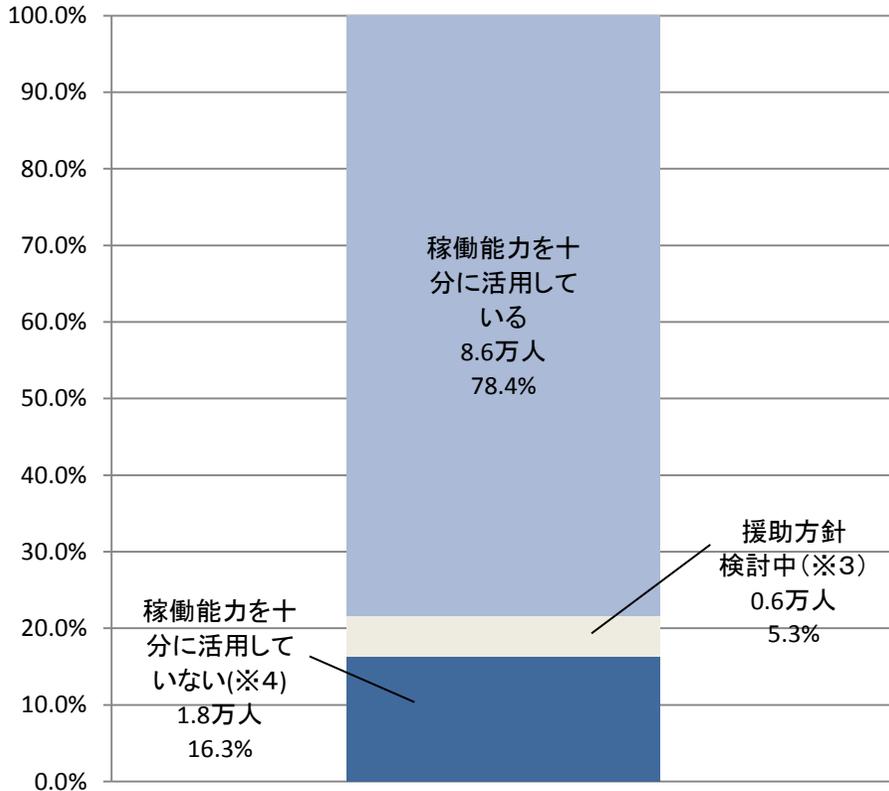
就労支援事業等に参加していない者の状況【実績】

①就労中	②求職活動中	③事業に空きがない等	④稼働能力喪失	⑤保護廃止	⑥その他
52.7%	23.3%	3.5%	7.6%	9.4%	3.5%

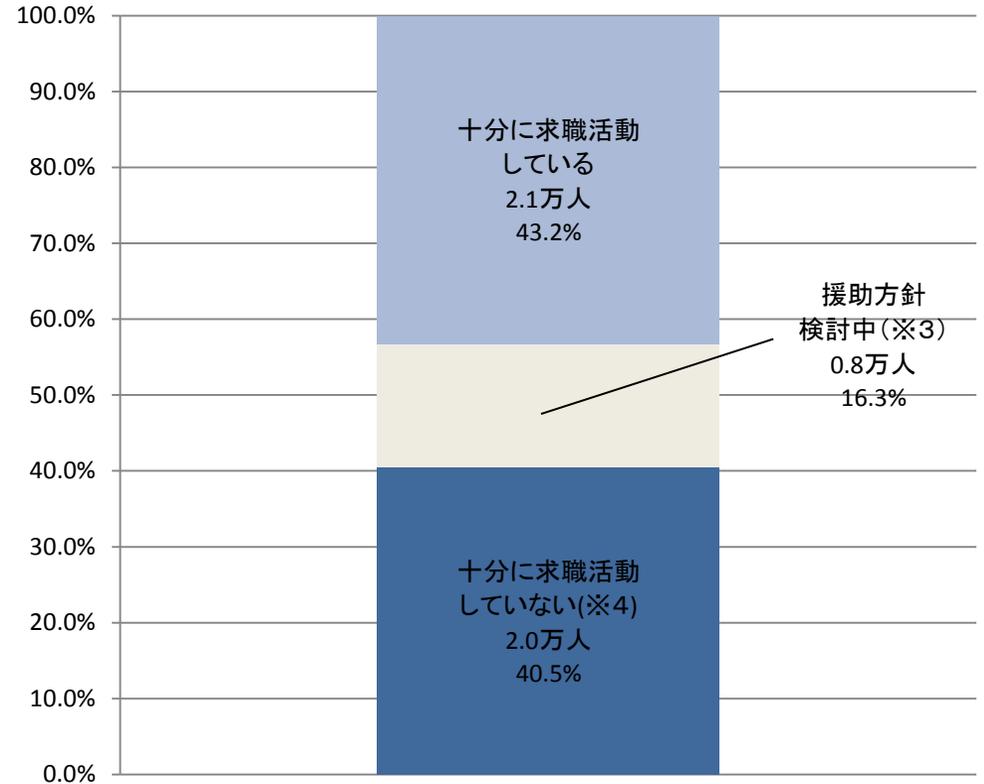
# 稼働能力の活用状況

- 事業に参加していない者のうち、就労中の者（※1）で十分に稼働能力を活用している者の割合は77.3%。
- 事業に参加していない者のうち、求職活動中の者（※2）で十分に稼働能力を活用している者の割合は43.2%。

## 事業に参加していない者のうち、就労中の者(11.0万人)の稼働能力の活用状況



## 事業に参加していない者のうち、求職活動中の者(4.9万人)の状況



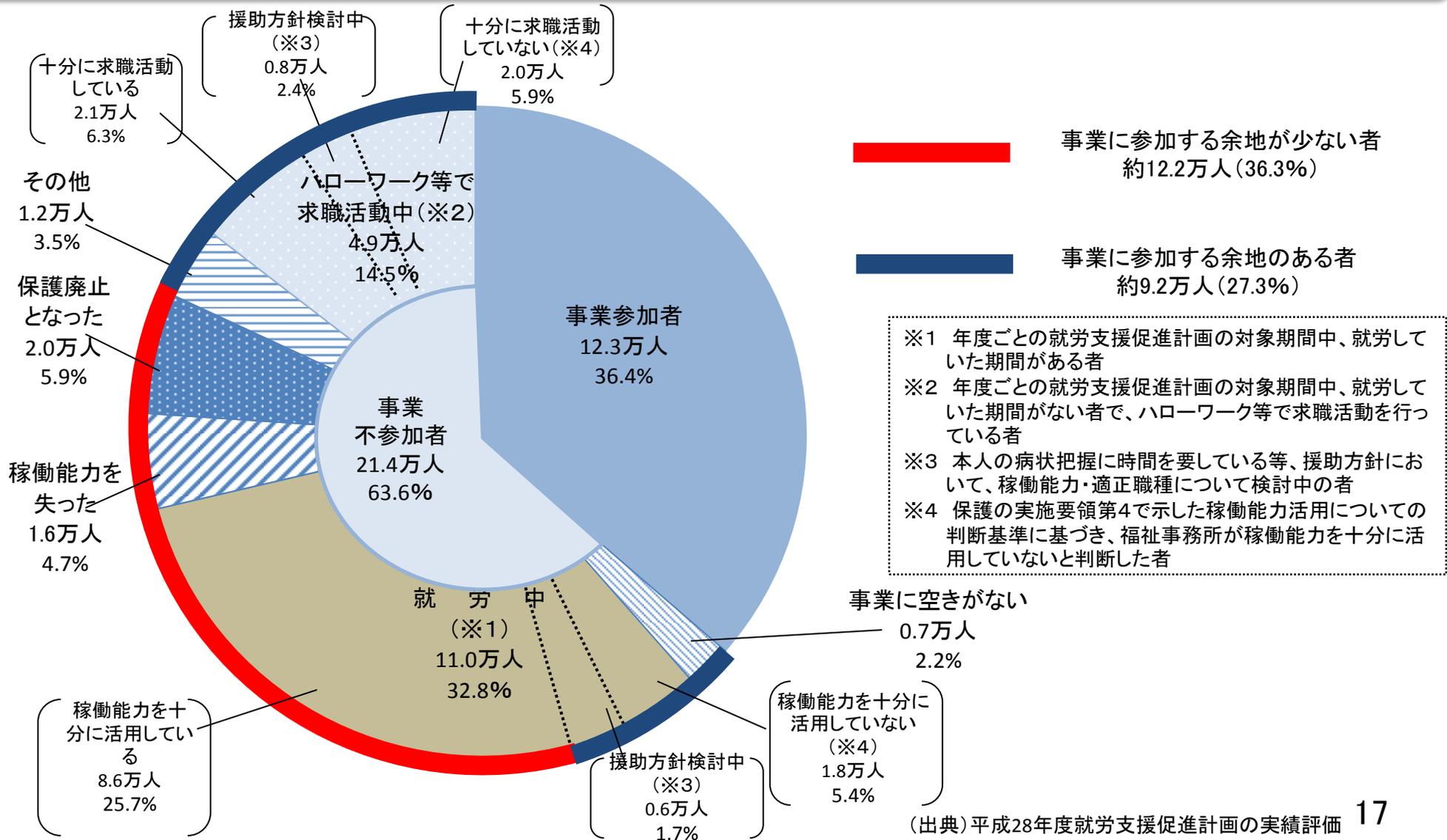
(出典) 平成28年度就労支援促進計画の実績評価

- ※1 年度ごとの就労支援促進計画の対象期間中、就労していた期間がある者
- ※2 年度ごとの就労支援促進計画の対象期間中、就労していた期間がない者で、ハローワーク等で求職活動を行っている者
- ※3 本人の病状把握に時間を要している等、援助方針において、稼働能力・適正職種について検討中の者
- ※4 保護の実施要領第4で示した稼働能力活用についての判断基準に基づき、福祉事務所が稼働能力を十分に活用していないと判断した者

# 事業対象者全体の状況

○事業対象者33.8万人のうち、事業参加中の者が12.3万人(36.4%)

○事業不参加者のうち、参加する余地が少ない者が12.2万人(36.3%)、参加する余地のある者が9.2万人(26.7%)



## 達成率(就労・増収率)

	①事業参加者	②達成者	③達成率(②/①)
H27実績	121,380人	54,678人	45.0%
H28実績	122,823人	52,111人	42.4%

※ 参加者、達成者、保護廃止者数は実人数

## (参考)廃止率

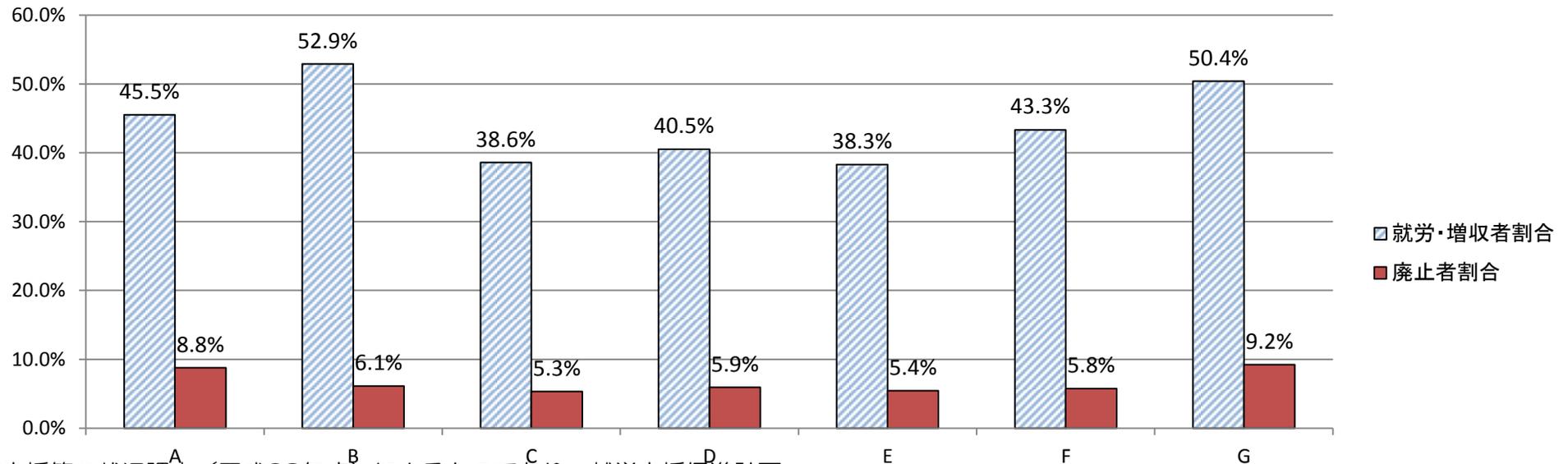
	①事業参加者	②保護廃止者	③廃止率(②/①)
H27実績	121,380人	10,064人	8.3%
H28実績	122,823人	9,319人	7.6%

# 就労支援の状況(類型別)

- 事業参加者の6割強はその他の世帯に属する18歳以上65歳未満の者。
- 事業に参加した母子世帯の母は、約半数が就労・増収に結びついている。

		その他の世帯に属する 18歳以上65歳未満の 者A	母子世帯の母B	傷病世帯の 世帯主C	障害・傷病世帯に属する 18歳以上65歳未満の者D	障害世帯の 世帯主E	高齢者F	その他G	合計
事業参加者数(構成割合)		75,799	14,318	9,880	5,458	3,372	2,466	4,595	115,888
		(65.4%)	(12.4%)	(8.5%)	(4.7%)	(2.9%)	(2.1%)	(4.0%)	(100%)
うち就労・増収者数 (廃止者含む)		34,495	7,575	3,814	2,213	1,292	1,069	2,316	52,774
	うち廃止者数	6,658	875	527	324	183	142	424	9,133

## 世帯類型別の就労・増収者割合および廃止者割合



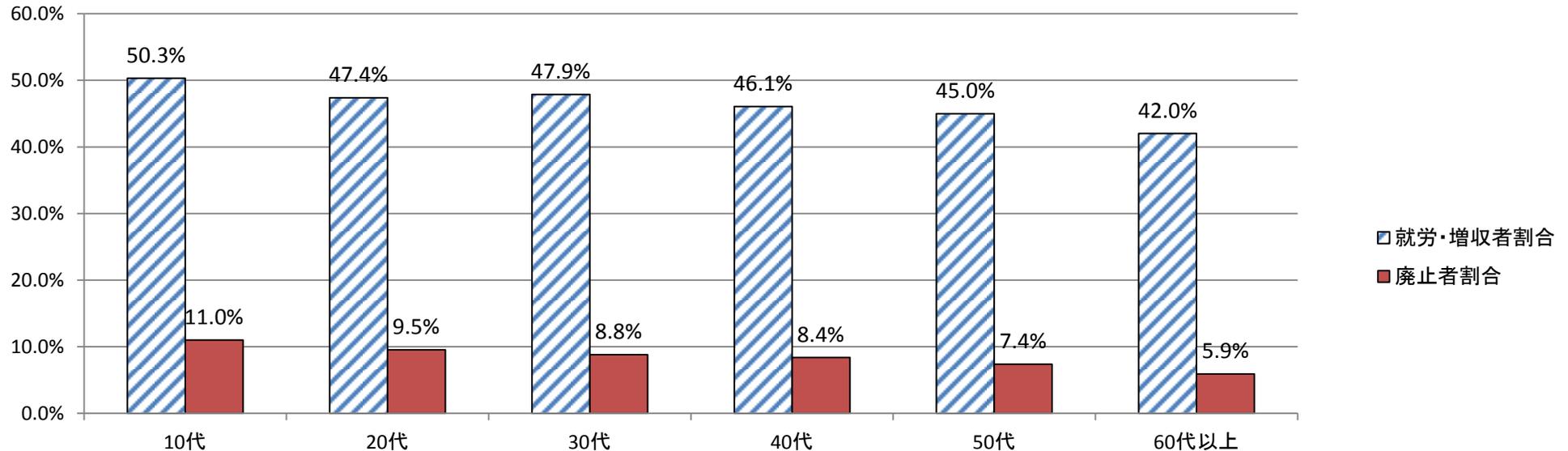
就労支援等の状況調査(平成28年度)によるものであり、就労支援促進計画の実績調査とは別の調査であることから、合計は一致しない

# 就労支援の状況(年齢別)

- 事業参加者の7割以上が40代以上。50代以上でも4割を超えている。
- 若年者(10~30代)である方が、就労・増収者割合ならびに廃止者割合が高い傾向にある。

		10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
事業参加者数(構成割合)		2,524 (2.2%)	9,909 (8.6%)	16,676 (14.4%)	31,134 (26.8%)	36,553 (31.5%)	19,092 (16.5%)	115,888 (100%)
	うち就労・増収者数 (廃止者含む)	1,270	4,695	7,986	14,348	16,452	8,023	52,774
	うち廃止者数	278	945	1,469	2,616	2,695	1,130	9,133

## 年齢別の就労・増収者割合および廃止者割合



※ 年齢層別の事業参加者数を母数として割合を計上

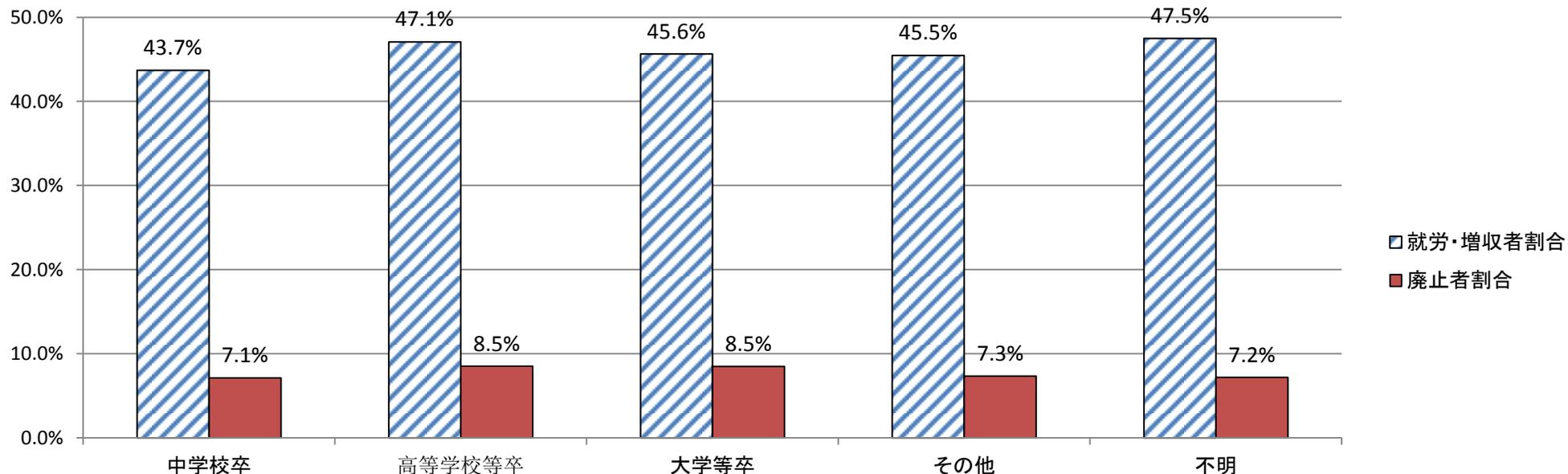
就労支援等の状況調査(平成28年度)によるものであり、就労支援促進計画の実績調査とは別の調査であることから、合計は一致しない

# 就労支援の状況(最終学歴別)

- 事業参加者の最終学歴は、約9割が高等学校等卒以下。中学校卒の者は約4割。
- 就労・増収者割合及び廃止者割合は、大学等卒及び高等学校等卒が最も高い。

		中学校卒	高等学校等卒	大学等卒	その他	不明	合計
事業参加者数 (構成割合)		47,972	54,416	8,199	3,227	2,074	115,888
		(41.4%)	(46.9%)	(7.1%)	(2.8%)	(1.8%)	(100%)
うち就労・増収者数 (廃止者含む)		20,966	25,614	3,742	1,467	985	52,774
	うち廃止者数	3,415	4,636	696	237	149	9,133

## 最終学歴別の就労・増収者割合および廃止者割合



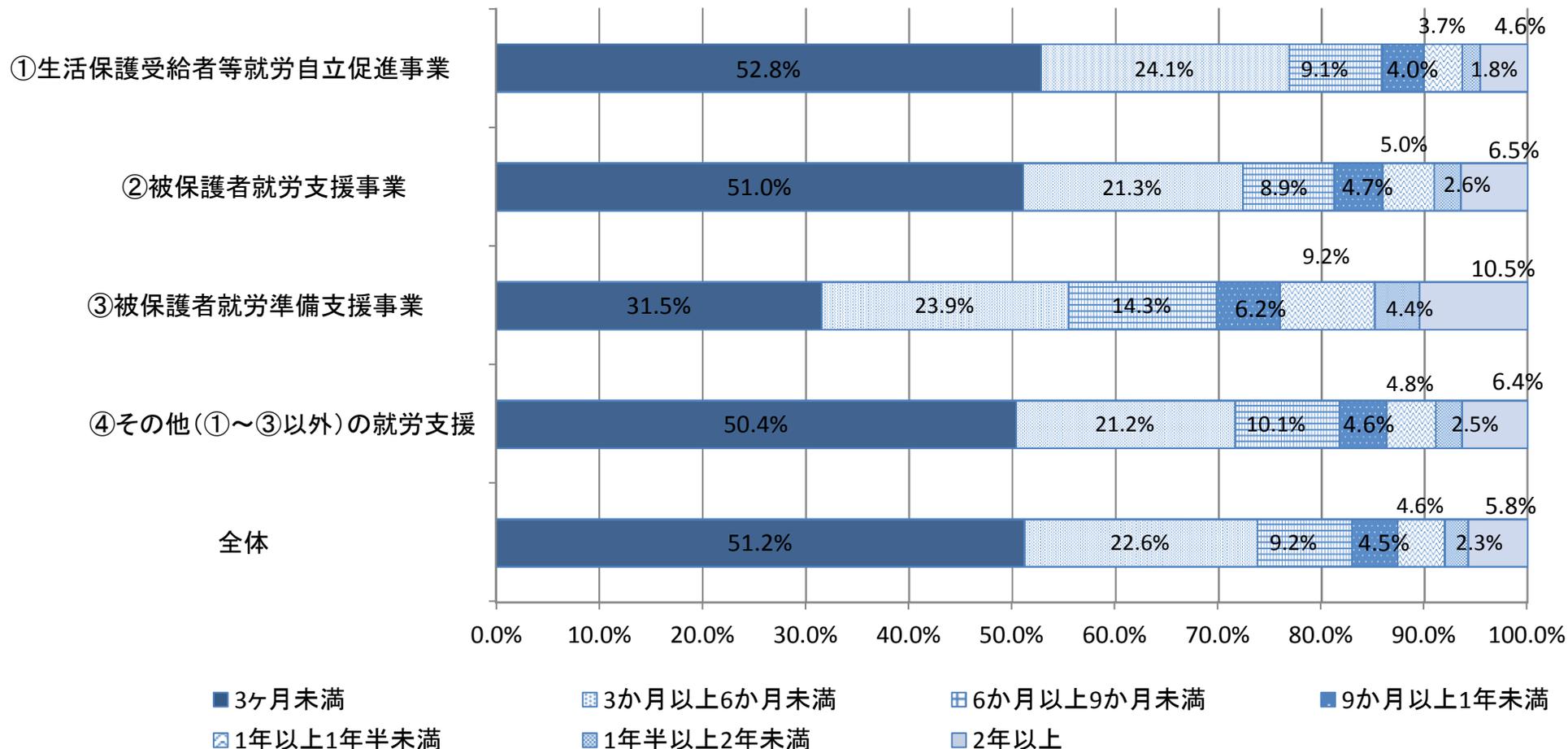
就労支援等の状況調査(平成28年度)によるものであり、就労支援促進計画の実績調査とは別の調査であることから、合計は一致しない

※ 最終学歴別の事業参加者数を母数として計上

# 就労支援開始から就労開始までの期間

- 就労・増収者のうち、約7割が支援開始から6ヶ月未満で就労開始となっている。
- 就労開始まで1年以上かかる者の割合が、全体では12.7%だが、被保護者就労準備支援事業では24.1%と約2倍となっている。

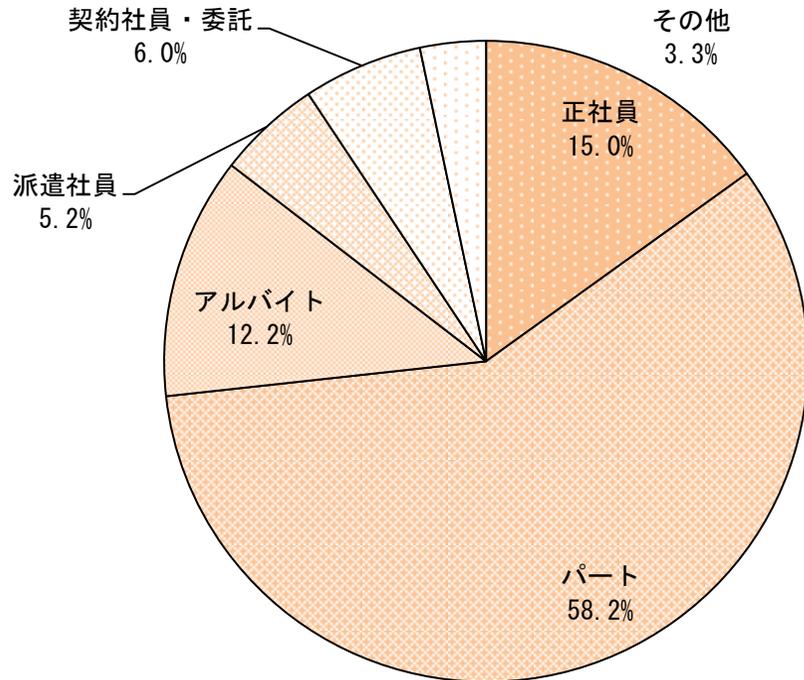
## 就労支援開始から就労開始までの期間



# 就労支援の実績(雇用形態)

- 就労・増収者の雇用形態は、正社員が15.0%、その他非正規雇用ではパートが58.2%と最も高い。
- 廃止となった者の雇用形態は、正社員が33.1%、その他非正規雇用ではパートが34.6%と高い割合を占める。

## 就労・増収者の雇用形態別割合



## 廃止者の雇用形態別割合

